

奥州市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月2日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 平成28年9月20日及び21日

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日
梁川小学校	平成28年9月26日
江刺東中学校	
広瀬小学校	
稲瀬小学校	
伊手小学校	平成28年9月27日
木細工小学校	
人首小学校	
玉里小学校	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成28年度（平成28年4月1日から平成28年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
伊手小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
人首小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
木細工小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

玉里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
梁川小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
広瀬小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
稲瀬小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺東中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。